

2007年(平成19年)10月4日

警察庁生活安全局少年課 御中

大阪弁護士会
会長 山田 庸 男

「少年警察活動規則の一部を改正する規則案」に対するパブリックコメント

【意見の趣旨】

第1 第16条について

「詳細に」という文言は削除すべきである。

第2 第19条について

1 「付添人選任届を少年又は保護者から調査に従事する司法警察員たる警察官に差し出させるものとする」と規定されているが、「少年又は保護者から」という箇所を削除すべきである。

2 少年法「改正」法第6条の3で触法少年に係る事件の調査につき弁護士付添人の選任権が規定された趣旨に照らし、警察官は、少年への調査を開始するにあたっては、少年及び保護者に対し、弁護士である付添人を選任することができる旨を少年に理解可能な平易な言葉を用いて告知する規定を定めるべきである。

第3 第20条について

1 少年法「改正」法第6条の2第2項で「少年の情操の保護に配慮しつつ」との規定が加わり、かつ、少年法「改正」法第6条の4第2項で「前項の質問に当たっては、強制にわたることがあってはならない」と規定された趣旨に照らし、警察官は、少年への調査を開始するにあたっては、少年に対し、供述拒否権がある旨を少年に理解可能な平易な言葉を用いて告知する規定を定めるべきである。

2 第4項では「少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする」と規定されているが、立会いについての例示に保護者のほか弁護士付添人を加えるべきである。

3 当該質問を行うに際し、これをビデオテープに録画する等調査過程の可視化を行う旨明記すべきである。

4 調査にあたっては、できるだけ少年に自由に語らせ、閉じた質問、誘導尋問の実施は、やむをえない場合に限る等、発達心理学等の知見に基づいた詳細なガイドラインを別途制定する旨、明記すべきである。

第4 第22条について

第1項2号で「前号に掲げるもののほか」としているが、この規定の意味が不明確であり、事件送致の対象となった事案においても、必ず児童福祉法第25条に基づく通告が必要であることを明記すべきである。

第5 第27条以下について

ぐ犯調査については、国会における少年法「改正」法の審議経過に鑑みれば削除すべきであり、仮に削除しないとしても、少年法及び児童福祉法に基づく措置をとるために必要な範囲に限定されることを明確にすべきである。

【意見の理由】

第1 第16条について

触法少年に対する調査をするにあたっては、警察の役割にかんがみ、いわゆる要保護性の調査は必要な範囲にとどめ、触法事実の有無を中心に調査すべきである。そのために必要な範囲に限定されるべきであり、警察官が「詳細に」調査することは認められない。

第2 第19条について

1 弁護士付添人が選任された場合には、少年又はその保護者と連署した付添人選任届を弁護士付添人から提出することになると思われる。そうすると、付添人選任届の提出者を少年又は保護者に限定すべきではない。

2 少年法「改正」法第6条の3で触法少年に係る事件の調査につき弁護士付添人の選任権が規定されたが、少年自身は弁護士付添人の選任権があることを理解していないケースが大多数であると想定される。そうすると、警察官が少年への調査を開始するにあたって、少年及び保護者に対して弁護士付添人の選任権があることを告知しなければ、実際には少年が弁護士付添人の選任権を行使することができない。従って、警察官が少年への調査を開始するにあたって、少年及び保護者に対し、弁護士付添人の選任権がある旨を告知する必要がある。また、少年が低年齢であることに鑑みると、少年への告知は、少年がその内容を理解できるよう、少年の発達程度に応じた平易な言葉を用いて行う必要がある。

第3 第20条について

1 少年法「改正」法第6条の2第2項で触法少年に係る事件の調査については少年の情操の保護に配慮すべきであることが規定され、さらに、少年法「改正」法第6条の4第2項では少年への質問は強制にわたってはならないことが規定された。しかしながら、少年自身は供述を強制されることがなく、「言いたくないことは言わなくて良い」ということを理解していないケースが大多数であると想定される。そうすると、警察官が少年への調査を開始するにあたって、少年に対して供述拒否権がある旨を告知する必要がある。また、少年が低年齢であることに鑑みると、少年への告知は、少年がその内容を理解できるよう、少年の発達程度に応じた平易な言葉を用いて行う必要がある。

2 少年法「改正」法第6条の3で触法少年に係る事件の調査につき弁護士付添人の選任権が規定されたのは、調査を受ける少年が弁護士付添人による適切な援助を受けられるようにするためである。そして、調査への立会いは少年の権利保護のため

に重要であるから，立会いについての例示に保護者のみならず弁護士付添人を加えるべきである。

- 3 触法少年が，警察官に迎合した供述を行いやすい等の状況から考え，調査過程を可視化し，また発達心理学等の所見に立脚した調査に当たっての詳細なガイドラインを制定すべきである。

第4 第22条について

第1項2号で「前号に掲げるもののほか，当該少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるとき・・・児童相談所に通告する」とされており，同項1号の触法少年に該当する場合には児童相談所への通告が不要であるかのように解釈できる。しかしながら，同項1号に該当する場合であっても，児童福祉法第25条の要保護児童に該当する以上は児童相談所への通告が必要であるため，「前号に掲げるもののほか」という規定の意味は不明確であり，児童福祉法で設けられている手続との関係が整理されていない。

第5 第27条以下について

ぐ犯調査については，少年法「改正」法をめぐる国会の審議の過程において，調査権限の及ぶ範囲が不明確で，調査対象の範囲が過度に拡大するおそれがあるという懸念が指摘されたことにより，当初の政府案からは削除されるに至ったものである。従って，ぐ犯調査を規則で復活させるのは，国会における審議を無視するものというべきであり，ぐ犯調査の規定は規則からも削除すべきである。

仮にぐ犯調査を削除しないとしても，現行の犯罪捜査規範のぐ犯少年に関する規定や現行の警察庁の通達でのぐ犯少年に関する内容を限度とすべきであって，ぐ犯調査は少年法及び児童福祉法に基づく措置をとるために必要な準備行為として認められるものであり，その限度を超えることは許されない。従って，そのことを明確に規定すべきである。

以上